

青森県循環型社会形成推進功労者等表彰要綱

(目的)

第1 青森県における廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）活動の推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等について、その功績が特に顕著である者を表彰することにより、その労苦に報いるとともに、本県の循環型社会形成の推進及び県民の環境保全意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰者)

第2 表彰は、青森県知事（以下「知事」という）が行う。

(表彰の対象)

第3 別表に掲げる表彰区分ごとの推薦基準を満たす個人、企業、団体又は地区を表彰の対象とする。

- (1) 地域環境保全功労者等
 - ・地域環境保全功労者
 - ・地域環境美化功績者
- (2) 循環型社会形成推進功労者等
 - ・循環型社会形成推進功労者
 - ・廃棄物関係事業功労者
 - ・浄化槽関係事業功労者
 - ・生活環境改善功労者
 - ・生活環境改善模範地区
 - ・廃棄物・浄化槽研究開発功労者

(表彰の対象外)

第4 第3の規定にかかわらず、過去において、同一の功績により次に掲げる表彰を受けた者は、この表彰の対象から除く。

- (1) 生存者叙勲を受けたことがある者
- (2) 褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による褒章を受けたことのある者
- (3) 青森県褒賞規則（昭和33年2月青森県規則第15号）による褒章を受けたことのある者
- (4) 環境大臣又は厚生労働大臣の表彰を受けたことのある者
- (5) 知事の表彰を受けたことのある者。ただし、知事表彰を受賞した後10年を経過した者については、この限りではない。

(推薦者及び推薦数)

第5 表彰の候補者の推薦者は、本庁各課等、地域県民局の各部、青森県内の市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、一般社団法人青森県産業資源循環協会、青森県環境整備事業協同組合、一般社団法人青森県浄化槽検査センター及び環境関連活動団体のそれぞれの長とする。

2 各推薦者が推薦できる員数は、原則として、表彰の区分ごとに1名又は1団体とする。

(推薦書の提出)

第6 推薦者は、第3の表彰の対象に該当する者であって、表彰することが適当であると認めら

れる者があるときは、別紙推薦書に、第1号又は第2号様式による推薦調書その他必要書類を添付して、知事に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、別途通知する日までにを行うものとする。

(被表彰者の審査及び決定)

第7 被表彰者は、推薦された者のうちから、青森県環境生活部（以下「環境生活部」という。）の審査を経て、決定する。

2 環境生活部の審査は、次に掲げる者により行う。

- (1) 環境生活部長
- (2) 環境生活部次長（環境生活部環境政策課を担当する次長）
- (3) 環境生活部環境政策課長

(表彰の方法)

第8 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として記念品を付与することができる。

(表彰の事務)

第9 表彰の事務は、環境生活部環境政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成8年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

別表

(1) 地域環境保全功労者等

表彰区分	推薦基準
<p>地域環境保全功労者 (個人・企業・団体)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績のあった者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多年環境保全に関し普及啓発活動、その他公共的活動を行った者 2 環境保全に関する学術研究に従事し、又は、研究開発を行った者 3 多年環境行政の推進に協力した者 4 環境行政に従事していた者であって、その推進に尽力した者(ただし、懲戒処分を受けた者は、原則として除く。) <p>(活動期間等) ※上記4に該当する者を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人にあつては、当該年度の4月1日において、対象活動を行った期間が10年以上であつて、かつ、年齢が50歳以上であること。 2 団体にあつては、当該年度の4月1日において、対象活動を行った期間が7年以上であつて、かつ、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。 3 団体の連合体である団体にあつては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して7年以上対象活動を行っていること。
<p>地域環境美化功績者 (個人・企業・団体)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績のあった者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 植樹、植栽等の緑化運動に努めた者 2 河川、湖沼、海岸等の浄化活動に努めた者 3 公園、道路等の清掃活動に努めた者 4 緑化、浄化、清掃その他の美化思想の普及啓発活動に努めた者 5 その他前各号に準ずる地域環境美化に関する活動に努めた者 <p>(活動期間等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人にあつては、当該年度の4月1日において、対象活動を行った期間が10年以上であつて、かつ、年齢が50歳以上であること。 2 団体にあつては、当該年度の4月1日において、対象活動を行った期間が7年以上であつて、かつ、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。 3 団体の連合体である団体にあつては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して7年以上対象活動を行っていること。

(2) 循環型社会形成推進功労者等

表彰区分	推薦基準
<p>循環型社会形成推進功労者 (個人・企業・団体)</p>	<p>先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、企業又は団体であって、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 3R 活動推進功労 (個人) 廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を展開し、これらの活動の推進に熱意と識見を有する者。 ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行う者を除く。</p> <p>(2) 3R 活動推進功労 (団体) 廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を目的とする団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもの。 ただし、公益法人 (社団法人、財団法人)、営利を目的とする団体及び宗教上の教義を広める活動を行う団体を除く。</p> <p>(3) 3R 活動優良企業 (企業) 廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分を実現した企業であって、次のいずれかに該当するもの。 イ その工場又は事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制又は循環的な利用の大幅な拡大を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。 ロ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大又は適正処分の飛躍的な向上を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。 ハ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大又は適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品又はシステムを実用化し、かつその普及を図る企業。</p>
<p>廃棄物関係事業功労者 (個人)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績のあった者</p> <p>1 廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人</p> <p>2 廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった個人</p> <p>(活動期間等)</p> <p>1 当該年度の4月1日において、従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が50歳以上であること。</p> <p>2 民間にあつて、廃棄物の収集運搬又は処分を業とする者 (従業者を含む。) でない個人にあつては、当該年度の4月1日において、その従事年数が10年以上であつて、かつ、年齢が50歳以上であ</p>

	ること。
浄化槽関係事業功労者 (個人)	<p>次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績のあった者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の事業に従事し、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進若しくは浄化槽の普及又は浄化槽の機能の向上に顕著な功績のあった個人 2 浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった個人 <p>(活動期間等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該年度の4月1日において、従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が50歳以上であること。 2 民間にあって、浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等を業とする者(従業者を含む。)でない個人にあっては、当該年度の4月1日において、その従事年数が10年以上であって、かつ、年齢が50歳以上であること。
生活環境改善功労者 (個人)	<p>ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善行政に対する協力が顕著な功績があった者</p> <p>(活動期間等)</p> <p>当該年度の4月1日において、活動従事年数が10年以上であって、かつ、年齢が50歳以上であること。</p>
生活環境改善模範地区 (地区)	<p>ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等の地域の環境美化その他生活環境の改善を積極的に推進して顕著な成果を上げている地区であって、次のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の自主的、組織的な実践運動を基盤として計画的に改善を実施しており、その取組が他の模範となるに足りるものであって、その成果が計数的に把握されているものであること。 2 生活環境向上のための実践運動を開始してから当該年度の4月1日までに7年以上経過しているものであること。 3 地区の大きさは過去3か年において、農村部にあっては戸数100戸以上又は人口500人以上、都市部にあっては戸数200戸以上又は人口1,000人以上(ただし、夜間定住人口の少ない地域にあっては店舗又は事業所数が200か所以上で、かつ、就業人口が1,000人以上)であること。
廃棄物・浄化槽研究開発功労者 (個人)	<p>廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発において、学術的及び実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業又は浄化槽関係事業の発展に顕著な功績があった者。</p>